

平成29年度答申第45号
平成30年3月13日

諮問番号 平成29年度諮問第49号（平成30年1月25日諮問）
審査庁 農林水産大臣
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) A農政局の職員であった審査請求人は、平成27年7月10日、普通乗用自動車を運転中、前方不注意等による死亡事故（以下「27年死亡事故」という。）を起こし、同年11月に過失運転致死の罪により罰金50万円に処せられた。

これにより、審査請求人は、平成28年2月24日、国家公務員法（昭和22年法律第120号）82条1項1号及び3号の規定に基づき懲戒処分（1月間俸給の月額額の10分の1を減給）を受けた。

なお、審査請求人は、27年死亡事故により免許停止180日間の行政処分も受けたが、その後、講習を受けて運転免許の効力停止期間が短縮され、平成28年2月12日に運転免許証の返還を受けた。

（人事記録）

（平成29年3月1日宣告に係る判決書の謄本）

(懲戒処分書(農林水産大臣作成、平成28年2月22日付け))

- (2) 審査請求人は、27年死亡事故の直後から、職場の上司等から、再三にわたり、交通法規の遵守及び安全運転について指導を受けるとともに、平成28年3月頃からは、当分の間は自動車の運転を控えるようにとの指示も受けていた。

(「A農政局B拠点における注意喚起の状況経過」と題する書面)

- (3) 審査請求人は、平成28年4月20日午後2時55分頃、普通乗用自動車を運転して国道を時速40キロメートルの速度で進行中、道路前方の横断歩道付近に手押し車を押して横断歩行中の女性(当時84歳。以下「相手方」という。)を認めたのであるから、減速徐行し、その動静を注視し、安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのに、路外の店舗から道路に出入りする車両の有無等に気をとられるなど漫然と上記速度で進行した過失により、横断歩行を継続中の相手方に自車を衝突させて全身性多発骨折の傷害を負わせ、同日午後4時13分頃、同人を上記傷害による外傷性ショックにより死亡させた(以下、この事故を「本件死亡事故」という。)

本件死亡事故により、審査請求人は、平成29年3月1日、C地方裁判所D支部において、過失運転致死の罪で禁錮1年4月に処せられた。

審査請求人は、この判決を不服として控訴したものの、平成29年6月8日、E高等裁判所C支部において控訴棄却の判決を受け、同月23日、上記の刑が確定した。

(平成29年3月1日宣告に係る判決書の謄本)

(平成29年6月8日宣告に係る判決書の謄本)

(控訴審判決の確定について)

- (4) 審査請求人に対する上記の刑が平成29年6月23日に確定したことにより、審査請求人は、国家公務員法38条2号所定の欠格条項に該当することとなり、同法76条の規定に基づき、同日、失職した。

(人事記録)

- (5) 審査請求人の退職に係る退職手当管理機関である農林水産大臣(以下「処分庁」という。)は、平成29年7月7日、審査請求人に対し、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分(以下「本件処分」という。)をした。

(退職手当支給制限処分書(処分庁作成、平成29年6月29日付け))

(6) 審査請求人は、平成29年8月22日、審査庁である農林水産大臣（以下単に「審査庁」という。）に対し、本件処分取消しを求めて審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査庁は、平成30年1月25日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

(8) 審査庁は、平成30年2月27日、当審査会からの照会に応じて、当審査会に対し、「資料の提出の求めについて（回答）」を提出した。

（資料の提出の求めについて（回答）（審査庁作成、平成30年2月27日付け））

2 関係法令の定め

(1) 国家公務員法

国家公務員法は、欠格による失職として、76条において、職員が同法38条各号の一に該当するに至ったときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職すると規定し、欠格条項として、同法38条において、「次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない」と規定し、2号において、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」を掲げている。

(2) 退職手当法

退職手当法は、2条1項において、同法の規定による退職手当を、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法81条の4第1項又は81条の5第1項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）2条4項に規定する行政執行法人の役員を除く。）が退職した場合に支給すると定めているが、同時に、12条1項において、退職をした者が、①懲戒免職等処分を受けて退職をした者（同項1号）又は②国家公務員法76条の規定による失職（同法38条1号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職をした者（同項2号）のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民

の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨を規定している。

そして、退職手当法12条1項の「政令で定める事情」について、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）は、17条において、勘案すべき事情として、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。」と規定している。

3 本件審査請求の要旨

審査請求人は、平成28年4月20日に人身死亡事故を起こし、被害者及び被害者家族に対しては償いきれない痛手を与えてしまい、現在も手を合わせて御冥福を祈る日々を過ごしている。

審査請求人は、以前にも交通事故（27年死亡事故）を起こしていたため普段から慎重に運転したつもりであるが、手押し車を押して横断する歩行者を発見するのが遅れ、死亡させてしまった。その結果、禁錮1年4月の実刑判決を受けたが、審査請求人は、制限速度時速50キロメートルの道路を時速40キロメートルで走行しており、スピード違反等の悪質な運転をしておらず、飽くまでも過失による事故である。事故発生後入院したため、被害者遺族への謝罪も遅れ、退院後も入退院を繰り返しており謝罪が遅れて、大変心苦しく思っている。

審査請求人は、昭和61年から30年以上にわたり国家公務員として勤務してきた。また、現在、腎臓機能障害により週数回の人工透析並びに鬱病により2週間に1度の診療及び投薬治療を行っていることから、再就職が困難であり、退職手当は年金受給までの生命線であり、現在もしばしの入退院を繰り返している状態である。身体障害者1種1級になり、70過ぎの母と95の祖母との3人暮らしで、審査請求人の収入は障害者年金だけとなっており、このままでは家族3人生活できない。なお、禁錮刑に関しては、悪意のない不慮の過失による事件に適用されるものである。

よって、本件処分の取消しを求める。

（審査請求書、反論書）

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件審査請求は棄却すべきであり、その理由は、審理員意見書と同様である。

原処分は、退職手当法12条1項の規定に基づき、退職手当法施行令17条に規定する一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情について、国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号。以下「運用方針」という。）12条関係各号の規定に沿って適切に検討された上で行われており、何ら違法又は不当な点は存在しない。

(諮問説明書)

- 2 なお、審理員意見書は、概略、次のように述べている。

- (1) 本件処分が、退職手当法12条1項の規定に基づき、退職手当法施行令17条に規定する一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案する事情について、退職手当法施行令17条及び運用方針12条関係各号の規定に沿って適切に検討された上で行われたものであるか否かという観点から、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張を踏まえ、本件処分の違法性及び妥当性について以下のとおり検討する。

- ① 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合の検討する際の原則について（運用方針12条関係1号）

処分庁は、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情について、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則としつつ、退職手当法施行令17条及び運用方針12条関係2号から7号までの一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめ得る事情について検討を行っているので、妥当である。

- ② 退職手当法施行令17条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について（運用方針12条関係2号）

審査請求人は、過失により禁錮刑に処せられ、執行猶予を付されておらず、また、懲戒免職等処分ではなく失職となったことから、運用方針12条関係2号イからニまでのいずれにも該当しないため、処分庁が本件処分を検討するに当たり、検討の余地がないとしたことは妥当である。

- ③ 退職手当法施行令17条に規定する「当該退職をした者が占めていた職

の職務及び責任」について（運用方針12条関係3号）

審査請求人は、昭和61年4月に農林水産省に採用されてから平成29年6月に失職するまで、行政職俸給表（一）の俸給表が適用されていたので指定職以上の職員には該当せず、また、管理又は監督の地位でもなかった。加えて、本件死亡事故は、審査請求人が病気休暇中に通院の準備等のため自宅に帰宅する際に普通乗用自動車で行方不明中に起こしたものであることから、審査請求人が占めていた職の職務に関連した非違ではない。したがって、処分庁が本件処分を検討するに当たり、加重事情とも軽減事情ともしないとしたことは、妥当である。

④ 退職手当法施行令17条に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」について（運用方針12条関係4号）

審査請求人は、本件死亡事故の約9か月前の平成27年7月10日に、本件と同じ自動車を運転中に前方注視義務等を怠る過失により死亡事故（27年死亡事故）を起こしている。

これにより、平成28年2月24日（発令日は同月22日）に、減給1月間（俸給の月額額の10分の1）とする懲戒処分を受けており、2度目の過失運転致死事故を惹起していることから、処分庁が本件処分を検討するに当たり、加重事情としたことは妥当である。

また、単に30年以上にわたり国家公務員として勤務したことをもって、軽減事情として勘案する理由はないことから、審査請求人の主張は、本件処分取消しを求める理由としては、採用することはできない。

⑤ 退職手当法施行令17条に規定する「当該非違に至った経緯」について（運用方針12条関係5号）

本件死亡事故は、病気休暇中であった審査請求人が、翌日の通院の準備等のため、F地内の金融機関で預金を引き出した後、帰宅する途中で発生したものであるが、当時の審査請求人には複数の持病があり定期的に受診していたこと、審査請求人の自宅や病院の位置関係及び公共交通機関の状況を考えると、自動車を運転しなければ不便が生じるものと思料される。しかしながら、27年死亡事故では略式命令により罰金50万円の刑に処せられ、免許停止処分も受け、また、職場においても上司から注意喚起されていたことを踏まえると、審査請求人には細心の注意力や緊張感をもって運転する義務及び責任があったものと思料される。審査請求人は、免許証の返還を受けた僅か約2か月後に27年死亡事故

とほぼ同じ過失により、本件死亡事故を惹起しており、その運転態度は厳しい非難を免れないといわざるを得ず、また、上述のとおり自動車運転者として遵守すべき最も基本的かつ重要な注意義務を怠っており、その過失の程度は大きいと認められる。

したがって、処分庁が本件処分を検討するに当たり加重事情としたことは妥当であり、審査請求人の主張は本件処分取消しを求める理由として採用することはできない。

⑥ 退職手当法施行令17条に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」について（運用方針12条関係6号）

審査請求人は、反論書において、「被害者遺族への謝罪も事故発生後入院したため遅れてしまいました。また、退院後も体調が優れず入退院を繰り返しており謝罪が遅れてしまい大変心苦しく思っています」と主張し、回答書においても、「裁判前に謝罪しましたが受け入れてはもらえませんでした」と回答し、被害者遺族へ謝罪を行ったと主張する。この点について、処分庁と審査請求人との間で事実関係について争いがあるものの、回答書において「事前に電話で謝罪し、被害者の仏壇にて焼香したいと申し入れましたが、かたくなに拒絶されました」との記載があり、審査請求人の謝罪は、被害者の遺族には受け入れられず、また、平成29年6月8日E高等裁判所C支部の判決文にも記載されているとおり、審査請求人に対する被害者の遺族の処罰感情が厳しいことが認められる。

したがって、たとえ審査請求人が被害者遺族に謝罪していたとしても、上述の状況を踏まえれば、処分庁が本件処分を検討するに当たり加重事情としたことは、不当であるとまではいえない。

また、審査請求人が被害者の遺族に謝罪していたという事実だけをもって、軽減事情として勘案することは適当でないことから、審査請求人の主張は、本件処分取消しを求める理由として採用することはできない。

⑦ 退職手当法施行令17条に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について（運用方針12条関係7号）

本件死亡事故により、職場の上司等は、被害者宅への謝罪や警察署をはじめ関係機関等からの情報収集に奔走し、このことは少なからず公務の遂行に支障を来したものの、私的な用事による過失事件であり、公務

遂行への支障が重大であるとまではいえないことから、処分庁が本件処分を検討するに当たり、加重事情とも軽減事情ともしないとしたことは妥当である。

⑧ 退職手当法施行令17条に規定する「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

本件死亡事故は、少なくとも3社（G紙、H紙、I紙）から農林水産省職員、A農政局C支局職員、国家公務員が起こした事故である旨報道され、遺族は公判の中で厳罰を求めていることを踏まえると、公務に対する国民の信頼を失墜させたものであり、処分庁が本件処分を検討するに当たり、加重事情としたことは妥当である。

以上のとおり、本件処分は、退職手当法12条1項の規定に基づき、退職手当法施行令17条に規定する一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案する事情について、運用方針12条関係各号の規定に沿って適切に検討された上で行われており、何ら違法又は不当な点は存在しない。

(2) 審査請求人の主張に対する検討（上記(1)において検討したものを除く。）

審査請求人は、審査請求書において、「現在、腎臓機能傷害により週数回の人工透析及び、鬱病により2週間に1度の診察、投薬治療を行っています。このことから、再就職が困難な状況にあり、退職手当は年金受給までの生命線であり、現在もしばしの入退院を繰り返している状態」であると主張する。また、反論書においても、「現在私は、週3回の人工透析による治療をしていて再就職はもちろん働く事ができない状況にあります、身体障害者1種1級になり、70過ぎの母と95の祖母との3人暮らしとなっています、私の収入は障害者年金だけとなっています。このままでは、家族3人生活できません」と主張する。

しかしながら、審査請求人の身体的事情及び経済的事情については、退職手当法施行令17条に規定する一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案する事情に該当しないので、審査請求人の主張は、本件処分取消しを求める理由として採用することはできない。

審査請求人は、反論書において、27年死亡事故について「事故発生の場所は西日が強く又建物の陰にはいるところで、被害者は道路右側から一般道路では乗用してはいけない農耕車に乗用し後退しながら横断したもので、私は制限速度時速50キロメートルの道路を時速40キロメートルで走行し

たものの西日により発見が遅れ事故になってしまいました。この事故に関しては無実を主張したものの、検察官は裁判になると失職ですよと何度も執拗に攻め全て検察側の処分を認めました」と主張し、27年死亡事故に関して審査請求人の過失が低かった旨を主張する。

しかしながら、27年死亡事故を起こした結果、略式命令により罰金50万円に処されており、また、反論書とともに提出された平成27年9月28日付けの示談書（物損事故用）に記載されている審査請求人の過失割合は40%であることから、審査請求人に一定程度の過失があったものと認められる。

また、27年死亡事故における審査請求人の過失の程度については、直接的には本件処分を行うに当たり検討する内容ではないことから、審査請求人の主張は、本件処分取消しを求める理由として採用することはできない。

(3) ほかに本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は、次のとおりである。

ア 審査庁は、平成29年9月21日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房地方課管理官であるP（以下「審理員」という。）を指名した。

イ 処分庁は、平成29年10月12日付けで、審理員に対し、弁明書を提出した。また、審査請求人は、同月23日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 審理員は、平成29年11月9日付けで、審査請求人に対し、反論書の内容に関し書面で質問し、審査請求人は、同月20日付けで、審理員に対し、書面により反論書の内容に関する質問に回答した。

エ 審理員は、平成30年1月11日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月22日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成30年1月22日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

なお、本件処分から諮問書の提出までの手続に要した期間は、以下のと

おりである。

本件処分 : 平成29年7月7日

本件審査請求 : 同年8月22日 (審査庁受付日)

審理員意見書提出 : 平成30年1月22日 (審査庁受付日から21週間)

諮問書提出 : 同月25日 (審査庁受付日から22週間)

- (2) 本件処分から本件諮問に至るまでの一連の手續に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 審査請求人が、平成28年4月20日、普通乗用自動車を運転中に、前方注視義務等を怠り、進路前方の横断歩道付近を横断していた相手方 (当時84歳) に自車を衝突させて同人を死亡させたこと、そのため、審査請求人は、平成29年3月1日、C地方裁判所D支部において、過失運転致死の罪で禁錮1年4月の刑に処せられ、控訴したものの、同年6月8日、E高等裁判所C支部において控訴が棄却されて、同月23日、上記の刑が確定したこと、上記の刑が確定した結果、審査請求人は、国家公務員法38条2号所定の欠格条項に該当することとなり、同法76条の規定に基づき、同日、失職したこと、処分庁は、同年7月7日、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする内容の処分 (本件処分) をしたことは、いずれも上記第1の1の(3)から(5)までに記載のとおりである。

- (2) ところで、退職手当管理機関 (処分庁) は、退職手当法12条1項の規定に基づいて一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うに当たっては、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案すべきものとされている (退職手当法12条1項、退職手当法施行令17条)。

そこで、本件事案について上記の各点に係る事情をみても、①本件死亡事故の態様は、上記第1の1(3)記載のとおり、普通乗用自動車を運転して時速40キロメートルで国道を進行中、進路前方の横断歩道付近に手押し車を押して横断歩行中の相手方を認めながら、減速徐行し、その動静を注視し、安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務を怠り、路外の店舗

から道路に出入りする車両の有無等に気をとられるなど漫然と上記速度で進行した過失により、横断歩行を継続中の相手方に自車を衝突させて全身性多発骨折の傷害を負わせて外傷性ショックにより死亡させたというものであり、その過失の態様は運転者としての基本的義務を懈怠したものであり、その結果は相手方の死亡という著しく重大なものであること、②審査請求人は、本件死亡事故後、深く反省をしているものの、速やかに相手方の遺族に対する慰謝に向けた努力を尽くしたとはいえず、相手方遺族の処罰感情も厳しいこと、③審査請求人は、本件死亡事故の約9か月前である平成27年7月10日にも、本件と同じ自動車を運転中に前方注視義務等を怠る過失により死亡事故（27年死亡事故）を起こし、同年11月に過失運転致死の罪により罰金50万円に処せられ、平成28年2月24日には、処分庁から減給1月間（俸給の月額額の10分の1）とする懲戒処分を受けたほか、職場の上司等から安全運転について再三注意喚起され、同年3月頃からは、当分の間は自動車の運転を控えるようにとの指示も受けていたこと、④本件死亡事故は、農林水産省職員、A農政局C支局職員、国家公務員が起こした事故であるなどと報道され、公務に対する国民の信頼を損ねるものであったことの各事実が認められる。

これらの事情の下では、審査請求人側の事情として、祖母及び母の2人の家族を扶養しなければならない状況があるにもかかわらず、体調が悪く再就職は困難であって、退職手当が支払われなければ経済的に困窮するという事情があるとしても、処分庁が、審査請求人に対し、上記①から④まで記載の各事情等を勘案して退職手当法12条1項の規定に基づいて一般の退職手当等の全部を支払わないとした本件処分が違法又は不当なものであると認めることはできない。

また、当審査会からの照会に応じて提出された「資料の提出の求めについて（回答）」（審査庁作成、平成30年2月27日付け）によれば、平成21年4月1日から平成29年6月28日までの間に農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。）において懲戒免職となった者及び執行猶予付きの禁錮以上の刑により失職した者合計16人（なお、審査請求人と同じく過失による禁錮刑で執行猶予の付かなかった事例は見当たらない。）が、いずれも一般の退職手当等について全部支給制限処分を受けていることが認められ、これらの事例と比較して、本件処分が内容において均衡を失しているものと認められない。

(3) 以上によれば、本件処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ